

## 塩竈市文化芸術活動継続支援事業補助金募集要項

新型コロナウイルス感染症の影響により、公演や展覧会等の中止が相次ぎ、市民の芸術文化鑑賞の機会が失われています。活動の場が制限されている本市在住・在勤・在学又は本市ゆかりの文化芸術活動の担い手を支援し、市民が文化芸術に接する機会を提供して地域に元気を取り戻すため、感染症対策を講じて市内、またはオンラインにて実施する文化・芸術活動に対し、その事業に必要な経費を補助し、支援します。

### 1. 対象期間

令和3年9月1日～令和4年3月31日に塩竈市内で実施される文化芸術事業

ただし、事業の審査、承認が9月下旬になるため、それ以前に実施される事業については、補助金申込書の「事前実施」欄にチェックしてください（補助を保証するものではありません）

### 2. 対象者

以下のいずれかに該当する個人または団体

- ①市内に在住・在勤・在学する個人または活動拠点を有する団体
- ②市内で活動実績がある市外に住所を有する個人または活動拠点を有する団体
- ③申請事業を実施するため新たに立ち上げる実行委員会等の組織

なお、次の事例に該当する場合は対象となりません

- ・政治的もしくは宗教的普及宣伝と認められる活動、または公序良俗に反する恐れがある活動を実施する団体
- ・国、地方公共団体、独立行政法人、その外郭団体
- ・納付すべき住民税及び事業税に滞納または未申告がある場合。なお、必要に応じて証拠書類を提出いただく場合があります。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有する者

### 3. 補助の対象となる事業の要件

申請者自らが主催者となって行う文化・芸術活動事業（文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第12条までに規定する文化芸術分野の推

進に資するもの)で、次の要件をすべて満たすことを要件とします。

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等にそって、3密(密閉・密集・密接)対策やアルコール消毒、マスク着用、検温等を行い、市民等が安心して鑑賞等参加できる環境を整えて実施する事業であること
- (2) 塩竈市内、またはオンラインで実施される事業であること。市内で開催されるものであっても、オンライン配信等で、自宅で鑑賞できる機会が提供されるものであること。
- (3) 広く市民等に周知され、市民等の鑑賞または参加の機会等が提供され、市の文化芸術活動振興への貢献性が高いこと
- (4) 市制80周年の節目にふさわしいものであること
- (5) 以下の事業に該当しないこと
  - 国、地方公共団体等が主催するもの
  - カルチャースクール等の教室、サークル活動・習い事の講習会、発表会等の特定の構成員に向けた事業
  - 寄附を主な目的とするもの
  - 宗教的または政治的な宣伝、主張を目的とするもの
  - 営利を目的とするもの
  - 市の他の制度による補助を受けているもの

#### 4. 補助金額及び補助金の上限額

- (1) 補助金額  
補助対象経費から補助対象経費に充当される特定財源を控除した額の合計
- (2) 上限額  
1事業につき50万円

#### 5. 募集手続き

- (1) 申込期間  
令和3年8月10日(火)～令和3年9月10日(金)必着
- (2) 申込方法  
メールまたは郵送にて受付します
- (3) 申請書類の入手方法  
塩竈市ホームページより様式をダウンロードしてください
- (6) 申請書類  
以下の申請書類を各1部提出してください。なお、申請書類の返却はしま

せんで、必ず写しを保管してください。

- 塩竈市文化芸術活動継続支援事業補助金交付申込書（様式第1号）
  - 塩竈市文化芸術活動継続支援事業補助金交付申込事業計画書（様式第2号）
  - 塩竈市文化芸術活動継続支援事業補助金交付申込事業収支予算書（様式第3号）
  - 事業概要の補足資料（パンフレット、チラシ）※作成済の場合
  - 活動実績等（様式第4号）
  - 実行委員名簿（様式第5号）
- ※申請者が実行委員形式の場合

(5) 提出先

塩竈市教育委員会教育部生涯学習課  
〒985-0052 宮城県塩竈市本町1-1  
e\_edu@city.shiogama.miyagi.jp

## 6. 補助対象経費と対象外経費

申請事業に直接かかる経費が対象となります。

### (1) 対象経費

項目	内容
感染症対策費	アルコール消毒液、マスク、非接触型体温計の購入費等
人件費	出演料、講師等への謝金、スタッフアルバイト料等
交通費	出演者等への旅費や滞在費、高速料金等
消耗品費	材料費、事務用費等
宣伝費	チラシ・ポスターのデザイン・印刷、新聞・雑誌広告費等
役務費	通信運搬費、事業に係る保険料、振込手数料等
委託料	警備、会場設営、ごみ処理等の業務委託
使用料及び賃借料	会場使用料、機器レンタル料等
その他の経費	その他事業実施に必要な経費で市長が特に認めるもの

### (2) 対象外経費（例）

- 事務所の管理費など団体運営のための経常経費及び役職員の給与等団体運営のための人件費
- 補助対象事業以外の事業等と共通する経費
- 有料頒布するプログラムや図録等、販売を目的とする物品に係る経費

- ・団体又は個人の財産となる物品等の購入費等（感染症対策に必要なものを除く）
- ・飲食費（打ち合わせ・打ち上げ等に係る飲食費、スタッフのまかない等）
- ・領収書により支払いが確認できないもの
- ・その他、社会通念上公費を支出することが適切でないと判断されるもの

※補助対象経費の合計から、チケット販売の収入や協賛金、国・県等からの補助金等、補助対象経費に充当される特定財源を引いた額が補助金額となります。

## 7. 審査の基準

申請書類の内容について、塩竈市文化芸術活動継続支援事業審査会において、以下の視点で審査します。

- （1）市民等が安心して芸術を鑑賞できるよう、3密対策等の感染防止策を講じて実施するものか（配点30）
- （2）事業計画や収支計画が適切なものであるか（配点20）
- （3）市民等に対する文化・芸術振興への貢献性が高いものであるか（配点30）
- （4）オンライン配信等、市民等が自宅でも鑑賞可能なものか（配点20）

## 8. 申請上の注意

以下のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の確定の全部または一部を取り消すことがあります。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- （2）補助対象事業の要件に該当しなくなったとき
- （3）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- （4）他補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件その他法令又は要綱に基づく市長の措置に違反したとき

## 9. 採択

- ・採択は審査の上、予算の範囲内で決定します。
- ・採択の可否と交付額については、9月末日までに申込者に文書で通知します。
- ・交付決定にあたり、条件をつける場合があります

## 10. 事業計画の変更

- （1）交付決定後に、申込事業の計画や予算を変更する必要がある場合は、変更内容についてあらかじめ必ず市に相談してください。
- （2）市に相談後、変更の手続きをする場合は、必要書類を提出してください。

(3) 市は、計画等の変更について認めるかどうかを決定し、交付決定個人又は団体に文書で通知します。

\* 事業の内容が別事業となる程度に変更されるとみなされる場合は、変更を認めません。

## 1 1. 事業報告・領収書について

事業終了後30日以内に以下の書類を郵送で生涯学習課に各1部ご提出ください。ただし、30日を経過する日が令和4年3月31日を超える場合は3月31日が提出期限となります。

①塩竈市文化芸術活動継続支援事業実績報告書(様式第9号)

②塩竈市文化芸術活動継続支援事業補助金交付決定事業決算書(様式第10号)

③領収書(補助対象経費に係るもののみ)の原本・写し

\* 確認後に原本は返却します

\* 申請時の団体名又は代表者名が記載されたものであること

\* 具体的な品名が明記されたものであること

\* 発行者の氏名、住所、連絡先が明記され、領収印が押印されたものであること

\* 事業を実施する上で適正な日付のものであること

④3密(密閉・密集・密接)対策等の感染防止策が確認できる写真や注意を促すために配布したチラシ等、対策の内容が確認できるもの

⑤オンライン配信等が行われたことが確認できるもの

## 1 1. 補助金額の確定及び支払い

ご提出いただいた収支決算書と領収書をもとに補助金額を確定します。事業報告書類に不備がないことが確認された後、補助事業確定通知書を発送します。その後、請求書を提出いただき、ご指定いただいた口座にお振込みします。

## 1 2. その他の注意事項

(1) 提出書類は、市条例等に基づく情報公開請求があった場合に非開示情報を除き公開の対象となります。

(2) 補助事業は、申請者名、事業名、補助金交付確定額等を市ホームページに掲載します。

(3) 動画や作品のインターネットでの公開について、第三者からの権利侵害、損害賠償請求等の主張や請求があった場合、事業実施者の責任と負担で解決するものとし、塩竈市は一切の責任を負いません。また、各動画配信プラットフォームのガイドラインを順守してください。

(4) 事業実施者以外が著作権を持つもの（音楽、シナリオ等）への権利処理については、事業実施者の責任、費用負担において適正な処理をお願いします。